

訪問型サービス費(独自)

基本部分	注	注	注	注	注	注
	高齢者虐待防止措置 未実施減算	業務継続計画 未策定減算	事業所と同建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域加算	中山間地域における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)

(1)週1回程度の場合	事業所対象者・要支援1・2 (1月につき 1,176単位)
(2)週2回程度の場合	事業対象者・要支援1・2 (1月につき 2,349単位)
(3)週に2回を超える程度の場合	要支援2 (1月につき 3,727単位)

ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)

(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	事業対象者・要支援1・2 (1回につき 287単位)
(2)生活援助が中心である場合 (一) 所要時間が20分以上45分未満の場合	事業対象者・要支援1・2 (1回につき 179単位)
(2)生活援助が中心である場合 (二) 所要時間が45分以上の場合	要支援2 (1回につき 220単位)
ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2 (1回につき 163単位)

-1/100	-1/100	× 90/100	+ 15/100	+ 10/100	+ 5/100	
		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 × 85/100				

ハ 初回加算 (1月につき +200単位)

ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)

ホ 口腔連携強化加算 (1回につき+50単位(1月に1回を限度))

エ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)

注  
所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計

ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000)
	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)

注  
所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計

チ 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき+所定単位×24/1000)

注  
所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計

支給限度額管理の対象の算定項目

「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ロについては、1月につきイ(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。